

宇部市日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者（児）及び難病患者（以下「重度障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「重度障害者等」とは、原則として市内に居住地を有する在宅の重度の、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病患者とする。

2 「難病患者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条別表に掲げる疾病を有する者とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表1及び別表2の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者等とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

(申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）、必要に応じて用具の必要性が判断できる医師の意見書等を市長に提出しなければならない。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付については、「住宅改修費給付事業実施要綱」、点字図書の給付については、「点字図書給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的、効果的であると認める場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、調査等を行い、必要に応じて調査書（様式第2号）を作成し、給付の可否を決定しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付を決定したときには、日常生活用具給付決定通知

書（様式第3号）により、給付を却下したときは、日常生活用具給付却下通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第5号）（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第8条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

- 2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

（業者への支払い）

第9条 市長は、業者から給付券を添付して用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（譲渡等の禁止）

第10条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者がるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具の特例）

第12条 市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- （1）暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付すること
- （2）別表の基準額（月額）の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2か月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること
- （3）給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること
- （4）第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと

(台帳の整備)

第 13 条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。